

育児休業制度等に関する 特別相談窓口を設置いたします！

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度、裏面参照）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

内容の周知徹底と円滑な施行に向けて事業主（社会保険労務士会及び労働保険事務組合を含む）や労働者、このほか育児や家族介護を行う労働者と接する機会がある者等広く一般を対象として、特別相談窓口を設置し、相談を受け付けます。

● 相談内容の例

- ・ 新設される産後パパ育休や育児休業の分割取得について
- ・ 就業規則や育児・介護休業規程等の整備について
- ・ 労働者への個別周知の方法等について
- ・ 男性労働者の育休取得促進に関する取組について
- ・ 育児休業を取得させてもらえない・・・等



受付時間

9時～17時（土日・祝日・年末年始を除く）
※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号

076-432-2740

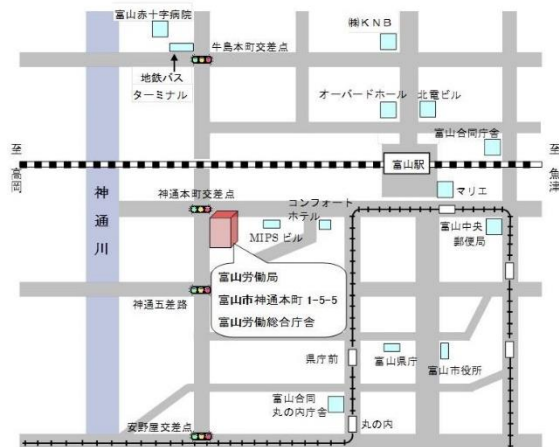
住所

富山市神通本町1-5-5
富山労働総合庁舎4階

アクセス

富山駅南口から徒歩7分

※駐車場はあります（20台程度）が時期により混み合いますので、
できるだけ公共交通機関をご利用ください。
近隣に有料駐車場あり（自己負担）。



育児・介護休業法改正のポイント

就業規則等を見直しましょう

令和4年 4月1日～	雇用環境整備、 個別の周知・意向確認の措置の 義務化	従業員やその配偶者に妊娠・出産の予定があれば、企業は育休制度の周知や取得の意向確認をしなければならない。
	有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和	就労1年未満の非正規労働者も、育休取得の対象となる。（ただし、労使協定がある場合は、引き続き対象外）
令和4年 10月1日～	産後パパ育休（出生時育児休業）の創設・育児休業の分割取得	出産日から8週間以内に4週間（最大2回にわけて）取得可能。取得を申し出る期限は、原則2週間前まで申請可。その後の育児休業に関しても最大2回まで分割取得も可能。
	休業中の「就業」が可能	産後パパ育休中は労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲内で就業することが可能。
令和5年 4月1日～	育児休業取得状況の公表の義務付け	従業員数1000人を超える企業は育児休業取得率を公表することが義務となる。

さらに詳しく知るための情報・イベントなど

■ 男性の育児休業取得促進セミナーのご案内

イクメンプロジェクトでは、改正育児・介護休業法も踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するセミナーを開催しています。

① 男性の育児休業取得促進セミナー

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/>



■ 両立支援について専門家に相談したい方へ

【中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業】

制度整備や育休取得・復帰する社員のサポート、育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

② 中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業

<https://ikuji-kaigo.com/>



■ 雇用環境整備、個別周知・意向確認の例

厚生労働省では以下の資料をご用意しています。社内用アレンジする等してご活用いただけます。

③ 社内研修用資料、動画

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/>



④ 個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター一例

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000850155.pdf>

